

# 予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 13 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 第 3 委員会室
3. 出席委員 林委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項  
12 月定例会本会議（12 月 8 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

## 会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 56 分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 12 月 13 日

予算決算常任委員長 林 哲 也

記 録 調 整 者 山 下 賢 三

**林委員長** 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。また委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いいたします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますよう、お願いいたします。執行部の答弁につきましても、同様をお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。審査は別紙一覧表に沿って行います。それでは、議案第 1 号「平成 29 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。審査は、歳入、歳出、および債務負担行為を一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** おはようございます。総務課所管の補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。補正予算説明資料 1 ページを見ていただいたらと思います。1 段目になりますが、議案第 9 号とも関連しますが、損害賠償請求事件に係る和解経費を計上しています。歳出につきましては、和解に伴う訴訟経費として裁判所提示の和解案から損害賠償金として 260 万円を、訴訟代理人、市の顧問弁護士に係る報酬金として 108 万円、また日当旅費として 22 万 5,000 円の顧問弁護士委託料 130 万 5,000 円を補正予算書 16, 17 ページ「総務費」「総務管理費」「第 1 目一般管理費」において計上しております。次に歳入につきましては、補正予算書 14, 15 ページになりますが、「第 20 款 諸収入 雑入」賠償責任保険金として 435 万 5,000 円を計上しております。これは今回の損害賠償請求事件に対して市が加入しています、道路賠償責任保険から損害賠償金 260 万円については全額保険適用となり、また、弁護士費用として平成 27 年度 3 月議会に補正予算を計上し支出した着手金をはじめ、これまでに支出した訴訟費用と今回の補正予算に計上いたしました費用の合計額の一部、着手金と報酬金の上限額それぞれ 54 万円と 84 万円、日当旅費 37 万 5,000 円の計 435 万 5,000 円が補てんされる予定となっております。続いて、補正予算説明資料の 1 ページの 2 段目になりますが、今回の源泉所得税徴収漏れ分の納税経費として個人事業主に係る源泉所得税未徴収額 1,114 万 8,000 円、不納付加算税 110 万 4,000 円、延滞税 31 万 2,000 円の計を補正予算書 16, 17 ページ「総務費」「総務管理費」「第 1 目 一般管理費」において、所得税等 1,256 万 4,000 円と

して計上しております。また、歳入といたしまして、補正予算書 14, 15 ページになりますが、「第 20 款 諸収入 雑入」各種返還金として 1,114 万 8,000 円を計上しております。これは個人事業主に修正申告をしていただき、納付済みの所得税が事業主に還付された後、その分の返還金として市に納付していただくものです。なお、人事交流で他の自治体に派遣していました職員の源泉徴収漏れにつきましてはすでに該当職員から税務署に納付済みです。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**先野委員** おはようございます。今の損害賠償のところなのですが、和解経費の 260 万円の算出根拠についてお伺いします。

**坂野総務課長** おはようございます。本会議のときに林議員さんの質疑のほうでも一部お話のほうをさせていただきましたが、今回和解斡旋案として裁判所のほうから示された額 260 万円についてご説明のほうをさせていただきます。治療費等の実費が、内訳を言いますと、治療費が 42 万 5,868 円、薬代が 7,850 円、入院雑費として 6 万 9,000 円、通院交通費といたしまして 1,380 円、損害慰謝料といたしまして 200 万円、小計が 250 万 4,098 円となっております。逸失利益といたしまして、21 万 2,360 円、後遺障害慰謝料といたしまして 160 万円、損害額の合計が 431 万 6,458 円ということになっておりまして、和解斡旋案は損害合計額に対する過失相殺後の残額、今回の場合、過失割合というのが 5 対 5 ということで想定されております。ですから、その過失相殺後、残額に本件の訴訟に表れました諸事情を総合的に考慮されて提案された額だと認識しております。ですから、損害額合計というのが 431 万 6,458 円ということですが、一概に 5 対 5 の 2 分の 1 ではございませんけれども増額分につきましては、先ほど申し上げましたように、訴訟に表れた諸事情ということで考慮された額、それがいわゆる 260 万円ということで提示されたと考えております。

**先野委員** 林議員が質疑をされた話も今されましたが、その中でも高等裁判所に控訴した場合の話も確かあったと思います。なかなか勝つ見込みがないという話もされたと思うんですが、その関係で控訴はしなかったんだと思うんじゃないけど、このままずっと置いちゃくわけにはいかないんで、こういうふうにしたということではありますが、今後勝てる見込みがないという話で和解したということではありますが、いろんな今後、そのまま最高裁までいってしまうと大変お金がかかってしまうよという話でいいんですか。だからかなりお金がかかってしまうのでここで和解したと考えていいんですかね。

**坂野総務課長** 今、先野委員さんのほうから話がありましたけれども、今回和解の話をご提案させていただいた判断と言いますか、そのあたりなんですけれども、今回補正予算のほうで歳入歳出のほうを計上させていただいております。

今、損害賠償金 260 万円につきましては全額道路賠償責任保険の適用になります。あと裁判の着手金でありますけども、こちら実質は着手金の 54 万円という上限額がありまして、保険適用のですね、そちらも 54 万円ほど対象となります。あと報酬金、顧問弁護士先生にお勤めいただいた謝金になりますけれども、84 万円ほど上限額が設定されていまして、それも賠償責任保険の保険金で補てんできるような格好になっております。なおかつ、弁護士の日当旅費等も賠償責任保険の保険金で対応できるということで歳入のほうは 435 万 5,000 円ということで計上のほうをさせていただいております。歳出なんですけれども、今回、たとえこの段階で決着いたしますと、弁護士先生の報酬金が 108 万円ということ、これまでに必要といたしました日当旅費が 22 万 5,000 円、あと和解の経費といたしまして損害賠償金 260 万円ということで 390 万 5,000 円ほど計上しております。ただ今回、今まで 27 年に訴訟提起されましてその時点から経費が生じておりますので、その部分が 27 年、28 年に支出した訴訟経費が 87 万 8,122 円ということで、今回の訴訟にかかる経費の総額が 478 万 3,122 円ということにかかっております。あとそれに対して道路賠償保険金が 435 万 5,000 円ほど入りますので、現時点で和解ということで議員の皆様にご同意がいただければ市費の負担額が今回の訴訟に関しまして 42 万 8,122 円ということで落ち着くこととなります。なおかつ今から、高等裁判所に控訴ということになりますと、改めてまた着手金がかかります。それがおおよそ 65 万円程度かなと考えております。あと今度裁判所が広島になりますので、また先生のほうにちょこちょこ行っていただくようになりますと、1 回あたり 4 万円くらいがかかるようになります。何回今から裁判が行われるかというのは未定ではありますが、あと実費経費として通信費とか謄写代とかそのあたりがかかります。今回の和解案は、保険会社も顧問弁護士先生も一応は納得できる額だということでご理解をいただいております。保険会社のほうもこの額なら対応できるということですが、控訴となりますと和解というのはそれぞれのメリットを考えての一応の結論でありますので、それ以上のものを求めるという市の考え方になった場合、これから生じる経費が保険では見ていただけないと思われまので、先ほど申し上げました新たな着手金や高裁にかかる費用というのは新たな市の負担となって純増ということになります。

**先野委員** 新たな着手金がかかなり増えるんじゃないかという答弁だったと思います。それで、昨日なんですけど 4 人議員さんで、早川さんとか綾城さんと私、委員長で現場を見に行かせていただきました。うん、ここに落ちたのかという形で、現場を見ておいた方がいいだろうということで、見たんですけど、まあ、ライトが当たって落ちたというような話をちょっと聞いたんですけど、なかなかあそこに、どうやって落ちたのかなという、僕は感覚だったんですよね。溝

ぶたをつけるといったって全部の市の市道に溝ぶたをつけるわけにもいかんし、今後こういう事例があった場合、どういうふうな対応をされるのかというのがかなり気になってですね、同じ案件が出てきた場合また市に訴えたら市からお金が出るんじゃないかという話が出るんじゃないかって、少し怖い気がするんですけど、その後の対応についてはどのように考えておられるのかお聞きします。

**坂野総務課長** 今回の事件なんですが、事故をされた後に事実を確認いたしました、すぐにあそこの穴の部分ですけれども、手前にピカピカ光るような、夜でもここは危ないですよというような目印と言いますか、注意喚起できるような設備を仮設で置いております。それ以降途切れたところ、手前のL字側溝と言いますか、水きりですね。あれと同じ幅で垂直に立ち上げて、向こう側までつなげたわけですけれども今後また、すべてがおっしゃるような安全な場所っていうわけではないと思います。ただ、同じ場所でまったく同じようなことっていうのはなかなか起こりづらいと思われれます。まず同じ人が同じ場所で落ちるかとか、時間帯とか、違う場所でも同じような状況で、という中で、まったく同じというのはなかなかありませんので、やはりケースは異なりますけど、施設の設置とか管理なんですけど、今回国家賠償法第2条第1項ということで、道路や河川、その他公の営造物の設置または管理に瑕疵があったために、他人に損害が生じた時は、国や公共団体はこれを賠償する責に任ずるとあります。該当する瑕疵がどのようにあるのかっていうのを私どもも判断しなくてはなりませんし、相手の言い分もありましょうし、自分たちだけで、市役所だけで分からない部分は当然、弁護士先生や保険会社に相談して対応するようになります。ですから相手側との話し合いとの結果次第では今回のように訴訟ということに、手続きにより解決を図らざるを得ない場合が生じることはあるかと思えます。

**林委員長** 今のところの関連質疑はありますか。

**南野委員** 過去10年間でもいいですけど、本市においてこういう事案が発生したことがあれば教えていただければと思いますけど。

**坂野総務課長** このような訴訟、こういう事案ですね、裁判とかになったのではないと思いますが、たとえば道路でこけたとか、道路の石が飛んだとか、家屋に被害が出たとかですね、訴訟になる前に両者の和解というか、訴訟になる前だと示談ということになるんでしょうけど、保険適用で処理させていただいたことはあります。

**南野委員** 今回のこの案件に関しては保険金で賄えないから議案として補正予算で計上されて上がってきておりますけど、先般におきまして、石を車がはねて、はねた石が窓ガラスにあたって割れた。それも市に損害賠償請求されて、

市が支払いをしたとお聞きしましたが、市にはどこまでの過失責任があるんですかね。市がどこまで過失責任を負わなければいけないのか。そういう判断基準はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**坂野総務課長** その都度判断させていただく、一律にこれはこうだからとかいうわけにはなかなかいかないと思います。その状況とかですね、ですから一言ではなかなかお答えはできない部分であると思いますし、市だけで判断できるものではないと思いますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

**中平委員** この案件で、僕らが聞いたのは車をよけて側溝にはまったと。そしてけがをしたと。普通常識で考えたらその車のほうにも責任があるわけですよ。その割合の2百いくら、損害賠償の。で、そういう金額をのんだ弁護士さん。この弁護士さんずっと、話は違いますが消防署のパワハラ、三隅保育園の残食の件が違法であるか違法でないか。これ同じ弁護士さんですよ。ちょっとセカンドオピニオンじゃないけどそういうことは市は考えませんでしたか。その2点の質問をお伺いします。

**坂野総務課長** 運転手さんがどうなのかと、もともとこれが交通事故とかではありませんので、なおかつ運転手さんに交通法規の違反があったという事実も確認できておりませんし、ご本人がおっしゃるにはまぶしかったと。それでよけたということなんですけれども、法定速度が60キロの道路であります。せまいですけれども。ご本人が言われるには40キロくらいだったのではないかとということで証言されております。運転手さんの特定というのはやはりできませんので、運転手さんがどのように行動されたのか、故意だったのか過失だったのかも確認することはできません。ですから訴訟において主張を立証することが、その部分ではできませんので運転手さんのことはなかなか問えないということがございます。あと弁護士先生の話ですけれども、ずっと昔からいろいろご助言をいただいている先生で、とくに2人目とか、他市もそうなんですけど、萩市においても同一の先生が1人ずつ、萩市の場合は弁護士法人と契約をされていますが、やはりその中でも1人の先生がご担当されるということでもあります。美祢市におきましても、一つは弁護士法人なんですけども、もう一つの重要案件についてはやはり個人のキャリアがある弁護士先生が対応されているということでもありますので、うちの場合も中谷先生という下関の弁護士先生でもありませんけれども、ずっとお願いをしているという格好になります。

**重村委員** 2点ほど。1点目は先野委員の質疑に対して、今後この示談を受け入れなければ高等裁判所、最高裁判所、行政側から行くと保険適用とかいろんなことを考えると財政的に、金銭的にここでの和解というのが妥当だろうという判断をされたのかもしれないですけど、実は財政上だけではなくて今後に及ぼす影響というか、これは大きいと思うんですよ。これは裁判とかなってな

くて示談とかになった案件についてはですね、極端に言ったら地方紙にも出る案件でもないかもしれない。しかし、こうして市民がすべて目を通すことになっていきますよね、実際。そのあたりというのは、お金には代えられない自治体の姿勢というのを突きつけるというか、判断したと、市民から見られるわけですよ。このあたりの見解は、課長は無理だと思うのでぜひ副市長に聞かせていただきたいんですけど、そのあたりというのは当然、弁護士さんであるとか保険会社であるとか、ここがもう妥当ではないですかということによって長門市の姿勢も決めたというふうに認識していいですか。

**磯部副市長** ただ今金額という話も出ておりますけども、前回の本会議で林委員の質疑の中で4点ありました。その4点の中の1点はたしかに金額がございます。まず、1点目として道路を安全走行、運転手の方が安全に運転をされる。それに伴って歩行者がなんらかの損害を被った。これについては道路上のやはり瑕疵。瑕疵は完全否定できないということで何らかの瑕疵があるということで1点目を申し上げました。2点目といたしまして当初は1,600万円という向こうの申し立て、それについて第1回目の和解というのは550万円と、というような和解がございました。斡旋がありました。しかしながらそれは市のスタンスとして認められないという形の中で、今回の260万円に落ち着いたと。したがって市の主張も、ある程度認めていただいたということがございます。そしてもう一点につきましては市の主張がさっき認められた中に当然ながら相手方の主張を否定する、市の主張が認められた。この3点にプラス、顧問弁護士さん、さらには保険会社も妥当な判断であるという形の中で、市としてもこれは妥当な和解であろうと判断したものでございます。したがって、今後そういったことが起こりましたならば、やはり市としてきちんと主張すべきものは主張し、それに基づいて最終の和解にはあくまでも市の主張を訴えた中でそれを認めていただければ、やはりこういった、お互いにこれが最良であろうという中での和解もあろうかというふうに考えております。

**重村委員** もう一点。こういう事案というのはですね、その初期対応ですよ。結局時間が経って訴訟を起こされてですね。たしかに障害が残ったという事実も、自分も受け止められて訴訟に踏み切られたのかもしれないし、その背景というのがはっきり見えない部分がありますけど、こういう事案が起きた時に行政側として最終的に訴訟を起こされた。そして、こういう賠償金を払わないといけないという事案に至って、行政としては例えばけがをした当初の対応がきちんとしていればこうにはなっていなかったのかなとか、いろんなことが僕は考えられると思うんですよ。この事案を受けて行政側として反省する点があればありましたら。その道路の蓋をしていなかったとかそういうことではなくて、こういう事案にいたってしまったという何か反省点等がありましたら聞かせて

いただきたいと思えますけど。

**藤田企画総務部長** 今回の案件については事実があったということを知った時点から市も被害者と話をしてまいりました。その中で道路上での先ほどの対応等も行ってきたところですよ。今回の案件についてはどうしても治療が長引いたとか、あるいは証拠を揃える間で相手側が時間がかかったというのはありますけど、市のスタンスとしましては、今後とも被害者等には誠意を持って話し合っていきながら市の対応に価値があれば謝罪もしなければいけませんし、なければそのことを主張してきちんと説明しながら対応していかないといけないということを、今回の案件でも感じておりますので、これからはきちんと向き合いつつ対応していきたいと思えます。

**江原委員** すいません、今の重村委員の話というのは非常に大事な話なんですけど、もう一度念を押して確認しますが、市として今回和解するというのは先ほど副市長のほうからある程度市の意見も取り入れられて、向こうの意見も拒否された部分があつてという話をされたんですが、先ほど石が飛んだ話もありましたし、今回のやつもあるんですけども、基本的にこういう話って今まで私たちがいろんな市道や県道とかいろんな河川で落ちた、こけた、いろいろあつた中で感情的には、自分の今まではミスだったと。自分が不注意で怪我をしたというふうに多分おおかたの市民の方々も持っていらっしゃる中で、これは明らかにそういった事象事象違うという話があつたんですけども、今話を聞くと、何らかしらの、何らかしらすよ。何らかしらという言葉が使われたのと言うんですが、何らかしらの瑕疵はあつたという話をされたんですけども、そうした場合、訴訟になるかどうかは別として、これからもそういった市民からの声、私はどここの道路でこけた、怪我をした、すりむいた、骨折をした、川に落ちた、溺れそうになった、いろいろ事例はあると思うんですけども、そういった度に、本当に市民にきちんと寄り添って、これ全部対応していくということによろしいですか。市民に寄り添うのはそのとおりでと思うんですけども、本当にそこで瑕疵があると、世間にスタンスとして認めてこれからの法令界でこういう事例がないかとかほかの自治体が事例・判例を探しにきたときに山口県の長門市が裁判でこういう事例があつて、瑕疵を認めて払ったということ全国の法令会の判例に載るような話なんですけど、そういうスタンスで市として、良いということによろしいですか。

**磯部副市長** 私先ほども道路施設については、通常当然の安全管理という面では気をつけておる、当然のことをございますけども、今それに伴って先ほど言いましたように、自動車、更には歩行者が通常の注意義務の中で安全走行、更に歩行しておられたときに、万が一にも不幸にも事故に合われた場合ですけども、そのケースによって、たとえばそれが道路の管理上について何らかの瑕疵

に基づいて行われるものであればそういった事例と言いますか、こういった事例が公に発表されたとしてもそれは先ほど来から出ておりますけども、弁護士先生も保険会社の担当者も妥当な和解であると。要するに市として損害賠償の責任を負うということになろうかと思っております。

**長尾委員** 先ほどからいろいろ説明がありましたけど、1点ほど聞きたいんですけど、これは県内でも、全国でもありますけど、少なくとも県内にこうした事例、判例というものはあるんですか。よく、とかく起こりがちな事例なんですけど、そういった事例・判例について調べておられるかお願いします。

**坂野総務課長** そういうご質問があらうかと思っ私どもも調べてみましたが、やっぱり県内というのはよう見つけませんでした。類似しているのが何件かあって、その中の直近と言いますか、大阪高裁で裁判事例があるんですけど、やはり自動車が接近して避けようとして道路端に寄った際に、この方は町道の水路に転落されたようなんですけども、骨折されたとして町の管理者責任が100%とか、ゼロのこともありますけど、判例と言っても細かな部分まで書かれているわけではないので、実際のところはよく分かりませんが、道路を避けようとしてというのが名古屋高裁でも平成10年4月28日にあるんですけど、この方は自転車なんですけど、対向車の接触を避けようとして、そこに蓋のない部分に落ちたと。この場合は4対6で自治体のほうが責任を多く負っているとかですね、一応は探してみましたがそれも管理者責任というのもまちまちであります、全く同じ状況ではありませんので、何と言いますか、探した中では…一応私どもも探しております。ただ県内というのはよう見つけませんでした。

**林委員長** ほかに。この案件はなければほかでもよろしいです。

**三輪委員** その下の源泉所得税の納付経費についてお尋ねをいたします。これは税務当局と、俗に言う見解の相違であったのか、それとも税法上、市の完全な認識不足だったのかお尋ねいたします。

**坂野総務課長** 見解の相違ではございません。やっぱり勉強不足というか、認識不足でございます。

**三輪委員** 本来なら市が源泉徴収して国に払うものを個人事業主のほうできちんと国に支払われたと。国に対しては何ら損害は与えていないわけですよ。にも関わらず、手続きでまた国から事業主に戻して、また事業主から市に戻し、市が改めて払うと。非常に無駄な作業というか、無駄な経費を使ってこのようなことをしなければならぬということに、非常に憤りを感じておるんですが、これに対して不納付加算税と延滞税が付く理由というのは何ですか。

**坂野総務課長** 不納付加算税は、いわゆる手続きミスによる罰則金のような格好になります。延滞税は1年ごとの締めになるんですけども、それで計算し

ていった累計というような格好です。

**三輪委員** 先ほど言いましたように、国に対しては一切少なく払っているとかということは一切ないわけで、きちんとした額が払われているわけですね。にも関わらず延滞税が付くということはちょっと、素人なので法律に詳しくはありませんけど、先ほど言いましたように非常に憤りを感じるわけですが、この点について異議申立等はできのでしょうか。

**坂野総務課長** 源泉所得税の徴収義務者が市であったということで、義務を違反しているという解釈のもとにこういうことが、こういう手続きのやり直しということでやらざるを得なかったということです。

**三輪委員** それは顧問弁護士の判断ですか。

**坂野総務課長** それは相談はしておりません。

**三輪委員** ちょっと非常に矛盾。こういうことこそ顧問弁護士に相談されてきちんと対応されたほうが良かったような気もしますがいかがですか。

**坂野総務課長** 法律上で定めがあることをきちんとやっていなかったということで理解しております。

**長尾委員** 結局は市に損失を与えるというか、その額については不納付加算税と延滞金、これが全く市に損失を与えるということでいいんですね。返事をお願いします。

**坂野総務課長** そのとおりでございます。

**長尾委員** これは所管の課はどこになるんですかね。

**坂野総務課長** 源泉所得税に関する事務を指導管理するのは一応総務課ということになっております。ただ、支出を行いましたのは10課くらいあります。

**林委員長** ほかにご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** 平成29年10月1日付人事異動等に伴う職員人件費の予算調整を行ったものです。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** それでは財政課所管の補正予算について補足説明をさせていただきます。補正予算書22、23ページになりますが、「第12款公債費」の補正につきましては、平成24年度に実施した消防救急デジタル無線整備工事に対して、過疎対策事業債を借り入れておりますが、提案説明でもございましたとおり、この工事に対して不正行為があり、これにかかる損害賠償金を受けておりますことから、起債を賠償金分ほど超過して借り入れている形となっ

ているため、超過相当分を繰り上げ償還するものです。以上です。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田総務部長** 同じく人事異動等に伴う職員人件費の予算調整を行ったものです。以上です。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田総務部長** 人事異動等に伴う職員人件費の予算調整を行ったものです。以上です。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時25分からとします。

— 休憩 10 : 15 —

— 再開 10 : 25 —

**林委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、市民課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 補正予算書18、19ページ「第2款総務費」、「第3項戸籍住民基本台帳費」、「第1目戸籍基本台帳費」では、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実を図ることを目的として、マイナンバーカード等への旧姓併記が希望により可能とすることから、これに伴うシステム改修経費を計上しております。以上で補足説明を終わります。

**林委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**岩藤委員** おはようございます。今補足説明をいただきました、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカードということなんですが、ちょっと、これを詳しく、なぜそういうふうになったのかですね、経緯というか、なぜそれが女性活躍推進等に関わるのか、その説明を教えてくださいと思います。

**小林市民課長** そもそも論ということでお答えします。政府においては、内閣府なんかは調査しておりまして、例えば女性が婚姻により苗字を変えると、仕事上これまでのキャリアをリセットするなど、不都合・不便を感じている女性が5割近くあるという、内閣府の調査が根拠になっておりまして、平成28年度

5月から6月にかけて、閣議決定等で働く女性のため、女性一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりのために、基本的にはマイナンバーカード、住民票等に旧姓を表記させるということでございます。以上です。

**岩藤委員** その長門市においてはどのくらいの女性の方が希望されるかという推計などはとられてるんでしょうか。

**小林市民課長** そういう事前の調査というのは不可能だと思っております、実はこの制度自体がまだ、住民基本台帳法施行令等の改正がまだ国においてはされておりません。平成30年度以降に施行日と同時に全国すべての自治体でその対応が可能になるように、平成29年度予算でシステムを改修するための予算計上でございます。

**重村委員** 今の説明を受けるとですね、当初に予算書を見ると新年度、30年度の4月1日から運用開始になるのかなと思ってましたけど、その4月1日以降、いつでも運用開始、上位法がきちんとできれば、対応ができるように準備しておく。4月1日以降とは限らないということで認識はいいんですかね。

**小林市民課長** 今おっしゃるとおりでございます、30年度以降という国のほうも、まだ連絡というか、表明されておりませんし、今、細部についてですね、まだ厳密な詰めがされておりませんので、基本的には施行日以降希望される方に対応できるようなシステムを平成29年度中にスタートしておくということでございます。以上です。

**林委員長** ほかにご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 福祉課につきましては、提案説明のとおりでございます、補足説明は特にございませぬ。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 子育て支援課につきましては、補足説明は特にございませぬ。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 健康増進課につきましては、提案説明のとおりでございます、補足説明は特にございませぬ。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**先野委員** 衛生費の保健衛生費の母子保健事業、未熟児養育医療給付事業についてお伺いいたします。説明資料では 2 ページにあります。これに書いてある医療費の全額を公費で負担しなければならない案件が発生したことから、今後見込まれる医療給付額の不足分を追加計上するとありますが、この 1,540 万円の算出根拠と、医療費の全額を公費で負担しなければならない案件というのは何なのか説明をお願いします。

**松尾健康増進課長** この案件につきましてご説明いたします。生活保護世帯からの未熟児養育医療の給付の申請がございまして、その医療費の全額を養育医療での負担ということで不足分を計上したものでございます。通常は、未熟児の養育医療につきましては、医療費のうち、加入されている健康保険が約 8 割を負担され、残りの 2 割を未熟児養育医療のほうで負担することとなります。生活保護世帯におきましては、従来、医療扶助がございまして、他法優先が原則となっておりますので、この母子保健に基づく養育医療の給付においても、優先することとなりまして、健康保険が負担しておりました約 8 割を含めた医療費の 10 割、全額を養育医療が負担することとなります。その金額につきまして、10 割ということで高額になったものでございます。積算根拠といたしましては、過去に同様の世帯の給付実績がございまして、なかなか医療費の見込みがたたない現状のなかで、過去の低出生体重児の方の、集中治療での医療費等、過去 6 か月の医療費を参考とさせていただきながら、年度内支払いとなります 5 か月分の医療費を積算して見込んだものでございます。

**先野委員** 医療費 5 か月分の算出をしたという話でした。これ、ほかにどのようなですね、予算的な措置が考えられますか。

**松尾健康増進課長** 財源につきましては、医療保険の負担額を必要経費、医療費のほうから健康保険の 8 割を控除したものの、その残りについての基本額、それにつきましては扶養義務者からの徴収額というのがございまして、それをのけて、最終的に国庫交付金が 2 分の 1、県のほうが 4 分の 1 ということでの財源内訳がございまして。今回の場合は、10 割が養育医療となりますので、その 1,540 万円の 2 分の 1 が国費、そして 4 分の 1 が県費ということでの内訳としております。以上でございます。

**先野委員** 的確な答弁になってないですけど。ほかにどのような予算措置、例えば、ほかに例が発生するような、これが初めてのことじゃないですか、ほかにこういうことがあるのか、事例があるかという話をしたんですけど。

**松尾健康増進課長** 今までの実績といたしましては、こういう世帯におきましての実績はございません。実際の実績として、養育医療の実績といたしましては今年度、9 件の実績の中で給付等行っております。なかなか、加入されている保険が従来申請があった中でございますので、こういう全額を負担するという

事例は、今の段階では今後見込みが立たない現状でございます。以上でございます。

**重村委員** 説明を受けると多分、出生、この世に生を受けて、命をつなぐところで非常に医療費もかかるということだろうと思うんですけど、今のこの財源の措置というのは、この29年度の3月末のところまでを見込んで財源措置をされたかと思うんですけど、今が一番医療費的にも、集中治療であるとか、いろんなことがかかるのかもしれませんが、今のこの時を抜け出せば、来年度のことにはまだちょっとわからないかもしれないけど、これからも財源措置的なことが必要と思われてるのか、今後の見通しというのは、容態とかいろんな案件でかわるのかもしれませんが、行政としては来年度の措置というのでも考えておかないといけないという世帯なのかどうなのか、ここらあたりをきちんと説明をお願いします。

**松尾健康増進課長** 今後の措置といたしましては、同様の世帯についての実績が過去、確認したところ、過去5年間と今まで、出産の実績はございますが、順調な出産を迎えられているという中で、こういう未熟児での養育医療が発生するような案件では過去実績がないと聞いております。なかなか予測ができないものですので、その全額を負担するということの経費につきましては高額なものがございますので、実際のそこの経費については、予算措置というところで勘案するのは、今年度の実績に基づいて検討していくようになるかと考えておりますが、従来この養育医療の給付事業につきましては、実際の事業、こういう高額な事業がございませんでしたので当初の実績に基づいた予算措置で対応していこうと考えております。以上でございます。

**林委員長** ほかにご質疑がありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 生活環境課につきましては、補足説明は特にございません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:38 —

— 再開 10:40 —

**林委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**木村経済観光部長** 補足説明は特にございません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**先野委員** 補正予算説明資料 2 ページです。「鳥獣害に強い集落づくり事業」についてお聞きします。これの算出根拠を教えてください。

**光井農林課長** 算出根拠ということでございますが、299 万 4,000 円の内訳でございます。まず資材費といたしまして、金網とか支柱の分一式で 194 万 4,000 円、かさ上げに関する作業の設置費といたしまして、作業労賃になりますけども、これが 105 万円ということで、合わせて 299 万 4,000 円の計上をしているところでございます。

**先野委員** これ兎渡谷でしたっけ。この場所に設定した理由というのは何か地域から要望があったということで考えていいんですかね。

**光井農林課長** この場所の設定理由でございますけども、まずご案内のように平成 26 年から平成 27 年の 2 ヶ年で国の中山間総合整備事業におきまして、油谷の伊上から三隅の滝坂まで一体的にシカの防護柵を設置してきているところでございますが、三隅の兎渡谷地区につきましては、平成 23 年に国の他の事業でイノシシの柵、これ高さが 1 メートル 20 センチですけども、これを設置いたしておるんですけども、昨今シカの進入が目立ちはじめ、地元からもかさ上げをぜひやっていただきたいということで中山間の総合整備事業でシカの防護柵、これは 1 メートル 80 センチでございます。これに合わせてほしいという要望が出ておりました。このかさ上げに関する国の補助事業の活用については、補助金の二重投資になるからそこはできなかったというところがございます。今年度県が新たに鳥獣害に強い集落づくり事業というのを立ち上げまして、この中では既存の柵の修繕、またはかさ上げ等に対応した事業でありますので、この事業を活用し、今回 60 センチのかさ上げを行ってシカの防護柵と高さを合わせ一体的に侵入防止策を図るということにしたというところでございます。

**先野委員** この要望というか、ほかでも多分シカの話が出ていると思うんですけど、ほかのところの対応というのはありますか。

**光井農林課長** 現在西深川の板持地区におきましては深川川を渡ってくるシカやイノシシの進入が増発して苦勞されているということで、地元から相談を受けているところです。関係者を集め、事業の説明会も開催しておりまして、今後は地元の中で詳細の設置場所を検討されて、最終的には判断をいただいて今後の事業のほうに採択のほうをしていこうというふうに計画はしているというところでございます。

**先野委員** この間の 28 年度の決算のときに、シカの被害が、いろんな鳥獣害の被害が多い話が出たんですけど、今後こういう要望等があれば多分この部分が活用される、今、市と二重になったら予算が出ないみたいな話もちょっとされ

たと思うんですが、そういう対応についてしっかり考えるという方向性でいいんでしょうか。

**光井農林課長** 今のご質問、今後の市の対策ということだと思いますけど、鳥獣被害防止対策につきましては、捕獲、防止、管理と。この3点を中心に施策を講じていくというのが基本だと思います。まず捕獲につきましては、平成25年度から実施しております、新規狩猟免許の取得者に対する経費補助、これは引き続き継続しまして、新しい捕獲事業者の確保に努めたいというふうに思っております。それから防止につきましては、獣害防止施設のまだ未設置の地区につきましては、施設の導入を検討しているというところがございます。3点目の管理につきましては、鳥獣被害対策の勉強会等を開催しまして、集落ぐるみで地域一体となった対策を検討するというところが非常に重要だと思います。農家の方々がほかの人に任せないように、捕獲活動を農家の方が他の人に捕獲を頼ることなく自ら実施できるような意識付けを図っていきたいというふうに考えております。

**林委員長** ほかに質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、成長戦略推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**木村経済観光部長** 特にありません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、商工水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**木村経済観光部長** 特にありません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、観光課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**木村経済観光部長** 特にありません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:46 —

— 再開 10:47 —

**林委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**中谷教育部長** 教育総務課所管につきましては、提案説明のとおりであり、特

に補足することはございません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは提案説明に従ってですけど、提案説明では小中学校の大会行事に関わるバスの借り上げ料として、バスの確保が年々困難になっているということで、早めに入札。ですから平成30年度の行事の運行の入札を、バス会社のほうなのか分かりませんが、入札をしてもらうためにここで債務負担行為をしてやりたいということであろうと思うんですけど、非常に業界の話を聞くと、忙しいと。本当に運行会社も直前に入ってきているのは全部断っている状態というのがこの秋見られた状況だとは思いますが、今後もこうして本当は新年度にやるべきものをこうやって債務負担行為をして、旧年度で抑えていくという方向になっていくだろうというふうに考えていいですか。

**小川教育総務課長** 教育総務課所管のバスの借り上げ料につきましては、小学校・中学校、様々な行事や大会で生徒の移動手段として借り上げるものでございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、非常にバスの確保が困難ということになっておりますし、一番最初の大会が中学校では4月中旬には中体連の大会がございます。ということで、早めにバスを確保するというので今、債務負担行為を設定させていただくように補正予算を上げておりますが、来年度だけでなく、今後も債務負担行為を設定し、早めに翌年度のバスの確保に努めたいと考えております。

**三輪委員** バスの借り上げの件ですが、教育委員会さんの気持ちも分かるんですが、早めに確保されておられて、直前にならないと人数が出てこない。それでバスをたとえば何台かいらぬバスが出てくるとなると、バス会社さんも大きな損害を負うわけですね。このようなときにキャンセル料とかは払われたことがあるんですか。

**小川教育総務課長** これまでバスの台数の変更によって、減少した場合にキャンセル料をお支払いしたことはございません。

**三輪委員** いろいろ話を聞くと、どうしても教育委員会さんとしては少し多めに確保されておられることもあるんじゃないですかね。とにかく子どもさんの行事に参加される方の人数を早く確定をされんとですね、先ほど言いましたように、バス会社さんも本来なら他の行事等に回せるバスを、長門市教育委員会のためにいつまでも取っておかなければならない。で、直前になってやっぱり何台かいらぬようになったということが出てきますよね。実際に出てきたということも少し聞いておるんですが、とにかく早め早めに子どもさんの人数を確定してあげて、バス会社さんのほうにはっきりしたバスの台数を知らせてあげるようにせんと、本当に今後バス会社さんとしてもなかなか長門市教育委員会

さんから要請があっても躊躇される場合もあるんじゃないかと思うんですけど、その点どうですかね。

**小川教育総務課長** バスの台数の確定については、学校のほうにもなるべく早く人数を出してくださいというようなお願いをしております、こちらのほうも極力バスの台数の確定につきましては、早めに業者さんにお知らせをしておりますところをございまして、今後もそれには努めていきたいと思っております。

**林委員長** ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生涯学習スポーツ振興課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**中谷教育部長** 生涯学習スポーツ振興課につきましては提案説明のとおりであり、特に補足することはございません。

**林委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**中原消防長** それでは消防費に係る補足説明をさせていただきます。この度の補正は九州北部豪雨緊急消防援助隊派遣に係る職員手当を計上し、歳入では、これに係る緊急消防援助隊応援交付金を見込んでおります。緊急消防援助隊は、全7次隊、活動は15日間に及び、延べ派遣人数は49名となっております。また、職員3名の年度途中退職があったことから人件費の減を計上しております。そのほか3月議会において行政報告しておりました、平成24年度施工の消防救急デジタル無線工事不正行為に係る損害賠償金6,015万4,500円を10月末に歳入したことからこれを計上するものです。以上で補足説明を終わります。

**林委員長** 以上で補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:54 —

— 再開 10:55 —

**林委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 10:56 —